

市立大津市民病院売店運営事業仕様書

1. 件名

市立大津市民病院売店運営事業 一式

2. 概要・目的

本業務は、市立大津市民病院（以下「当院」という。）において、飲食物、日用品、診療材料等の販売を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上、職員の福利厚生の実現を図ることを目的とする。

3. 期間

令和2年4月1日から令和9年3月31日

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院本館1階

5. 病院の概要

【開設者】 地方独立行政法人市立大津市民病院

【開設日】 平成29年4月1日（昭和12年4月1日）

【理事長】 増田 伊知郎

【所在地】 大津市本宮二丁目9番9号 〒520-0804

【許可病床数】 439床（平成30年11月1日から）

（一般病床）431床（緩和20、難病20、救急22、ICU8ほか）

（感染症病床）8床（1種2、2種6）

【診療科目】 内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経内科、循環器内科、心療内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、形成外科、病理診断科、乳腺外科、救急科、緩和ケア内科

【看護配置基準】 一般病棟 7対1（平成19年8月から）

【施設の概要】 敷地面積 34,107 m²

（建物延床面積）

本館棟 31,579 m² 地下1階、地上9階、屋上ヘリポート（免震構造）

別館棟 9,653 m² 地下1階、地上5階

管理棟 1,009 m² 地上3階

付属棟 978 m² 地上3階

立体駐車場 第1駐車場（収容台数:211台）、第2駐車場（収容台数:307台）

【診療実績】

項目			28年度	29年度	30年度
入院	延入院患者数	人	132,305	126,868	126,084
	一日平均患者数	人	362	348	345
外来	延外来患者数	人	220,439	218,401	210,287
	一日平均患者数	人	907	895	862
平均在院日数		日	12.3	12.6	11.9
病床利用率		%	78.2	88.4	87.9
人間ドック受診者数		人	3,215	3,452	3,442

6 売店等業務の概要

(1) 店舗等の面積

本館1階 203.76㎡ (出店箇所)

(2) 店舗場所の図面

別紙1のとおり

(3) 営業日

年中無休

(4) 営業時間

午前6時00分から午後10時00分まで

(5) 運營業務内容に関する条件

<取扱商品>

- ①飲料、菓子類
- ②軽食 (弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ 等)
- ③文具、日用雑貨、傘、杖類、新聞、雑誌 等
- ④入院生活に必要な日用品類
- ⑤当院が要請する医療衛生材料 等
- ⑥切手、印紙 等
- ⑦その他、利用者にとって利便性のあるもの及び受託者が提案する商品等

<取扱禁止商品>

酒類、タバコ、成人向け図書、その他当院が療養に適さないと判断する商品を取り扱わないこと。

<各種付帯サービスの提供>

①ATMの設置

※店舗内へATM機1台以上を設置すること。

②宅配受付サービス

③コピーサービス

※コピー以外にも、デジカメプリント・チケット発券機能・FAX機能等を兼ね備えたマルチコピー機を設置すること。

④収納代行サービス (電気・ガス・水道等公共料金、携帯電話料金等)

<販売価格>

地域の標準的な価格を参考にして、できるだけ安価に設定する。

<決済>

電子マネー、ICカード、クレジットカード決済に対応できること。

なお、電子マネーはカード発行もできること。

<その他提供サービス>

利用者の利便性向上につながる提供可能なサービスをできるだけ提案すること。

<ごみ処分>

売店運営にて発生した事業ごみについては、当院のルール及びに關係法令を遵守し処分すること。

7 出店に当たっての留意事項

- (1) 売店等業務の概要に示す営業日、営業時間、販売品目等については、当院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については出店事業者から提案された企画提案書に基づき病院と協議の上、決定すること。
- (2) 案内看板等を設置する場合は、事前に当院の承認を得ること。
- (3) 店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに当院と協議すること。
- (4) 商品等の搬入時間帯及び経路については、当院の承認を得ること。
- (5) 店内はもとより、物品の搬出入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めることとし、店内にあっては当院と連携して、定期的に専門の業者による清掃や害虫駆除等を行なうこと。
- (6) 大規模な災害の発生時は、商品在庫を提供する等、可能な限り協力すること。
- (7) 食中毒等の防止には万全を期すこと。
- (8) 使用財産を転貸し、又は使用权を譲渡しないこと。ただし、フランチャイズ方式は可能とするが、責任を明確に説明できる資料を提出し、当院の承認を得ること。
- (9) 酒類、タバコ、成人向け図書、風俗販売、その他当院が療養に適さないと判断する商品ものは取り扱わないこと。
- (10) 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう物品等の陳列には十分配慮すること。
- (11) 現在店舗内に設置している設備及び備品等については再利用せず全て新品を導入すること。
- (12) 事業に必要な契約駐車場・駐輪場及び従業員の駐車場・駐輪場は出店事業者の責任において確保すること。
- (13) 薬局（調剤薬局含む。）の提案は不可とする。
- (14) 關係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は出店事業者が行うこと。

8 使用料等

次に掲げる価格の合計額を使用料として毎月徴収する。

- (1) 施設賃借料（平成31年度実績）
年額5,287,143円（税込）
ただし、支払いについては月払いとし、4月分は447,143円、5月分以降は毎月440,000円とする。
なお、年度によって、固定資産評価額等に応じて変更することがある。
- (2) 売上手数料
出店事業者が企画提案する利率を月額販売額に乗じた額
- (3) 光熱水費
使用量（実費）に応じた月額
- (4) 共益費
共用部分に係る諸費用については、別途協議の上徴収する。

9 費用負担

- (1) 出店にあたり必要な改装や設備に要する費用及び運営にあたって必要な備品等に係わる費用は、出店事業者の負担とする。ただし、施工内容等については病院担当者及び電気主任技術者と十分に打合せを行った上で、当院と積極的に連携を図り、確実な事業の立上げを行うこと。
(※電気・建築・空調・衛生・機器等の施工図及び竣工図を作成し、提出すること。)
- (2) 業務の契約期間が終了した場合又は期間の途中で業務を廃止した場合における撤収費用及び現状回復に関わる費用は、出店事業者の負担とする。
- (3) 内線電話は当院にて設置する。ただし、外線使用時に係る使用料等は出店事業者の実費負担とする。
- (4) 当院側の事由により改装等が生じた場合の費用負担区分は、当院と出店事業者間で協議して決めるものとする。

10 運営上の基本条件

- (1) 当院が許可財産の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。
- (2) 許可財産の保全のため、立入または現地調査を拒んではならない。
- (3) 許可財産を許可した用途もしくは目的外に使用し、他人に転貸し、担保に供してはならない。
- (4) 出店者は、故意または過失により当該許可財産を滅失、棄損または汚損など原形を変形してはならない。
- (5) (3) 又は (4) の条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復または損害賠償を命ずることがある。
- (6) 店舗での住込みは行わないこと。
- (7) 店舗の運営に際し、従業員及びその他使用人の健康管理を行い、定期的健康診断や検便検査等を行うこと。なお、当院からの照会があった場合は、遅滞なくその情報を公開すること。
- (8) 店舗内で常駐する従業員には、病院における売店等業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須、ユニホーム着用が望ましい。）ことはもとより、利用者に対し親切かつ丁寧な接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (9) 当院が出店事業者に出席を求める会議、研修、防災訓練等には可能な限り出席すること。
- (10) 医療衛生材料等当院からの販売依頼があった場合は、迅速に対応し、患者様の利便性の向上に努めること。
- (11) 店舗の売上額その他の店舗経営に関して当院が求める情報は、毎月定期的に病院に書面をもって報告すること。
- (12) 使用料については、(11) の報告に基づき当院から月単位で請求書を発行するため、受理後30日以内に当院指定口座へ請求額を納入すること。
- (13) 出店事業者は、従業員の雇用にあたって、個人情報保護の重要性につき指導・教育を徹底すること。
- (14) 工事期間中は、仮店舗を当院と協議の上、設置すること。また、光熱水費については、実費額を受託者へ請求する。（※令和元年度電気料金平均単価：約19.22円/KWH）
(※設置場所：別紙2のとおり)
- (15) 本事業に関連する利用者からの意見・クレームに対して真摯に対応すること。

11 その他

- (1) 契約期間中に当院から貸付場所の移転等の申し入れがあった場合は、協議に応じること。
- (2) 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。